

平成 25 年 10 月 11 日

大阪市教育委員会教育長
永井哲郎様

全日本中学校長会
会長 細谷 美明

平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」における
学校別調査結果の開示義務化についての意見

秋冷の候 平素より本会の諸活動にご理解・ご協力いただき有難うございます。

さて、去る 10 月 8 日或いは 9 日付の主な新聞報道によりますと、大阪市教育委員会は、平成 25 年度全国学力・学習状況調査の結果について、市内の小中学校に対し自校の平均正答率の開示を義務付ける決定をしたとありました。特別支援学校や小規模校については「公表しないことができる」といった規定もあるようですが、学校運営の管理規則の改正によって「成績を速やかに公表する」とし、原則公開させるとの決定を行ったとあります。

文部科学省が示す今回の全国学力・学習状況調査の実施要項における調査結果の取り扱いに関する配慮事項には、以下のような記述があります。

- | |
|--|
| <p>(イ) 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。ただし、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。</p> <p>(ウ) 学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。</p> <p>(エ) 調査結果の公表にあたっては、本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部分であることなどを明示すること。また、学校の教育活動の取組の状況や調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。</p> <p>さらに、数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。</p> |
|--|

学校が主体となり自校の調査結果を公表することは、校長の判断によって行われるものであり、このことは全日本中学校長会としましても校長の判断を尊重するものと考えております。しかしながら、今回の貴教育委員会の決定は、実施要項には抵触しない形を取りながらも、実質的には教育委員会による学校別の調査結果の公表を行うものと判断します。そしてこの決定は、文部科学省が定めた実施要項を大きく逸脱したものであり、本会としましては極めて遺憾であると受け止めております。

さらに、校長が公表を拒んだ場合には、処分の対象となるとの報道もあります。このことは、各学校の状況を踏まえ自校の学校改善を図ろうと努力している校長の学校経営意欲を著しく失わせるものと考えます。

学力については、学校の指導力による要素が大きな比重を占めていることは事実ですが、このほかにも、社会環境等による要素も大きく影響していることは否めない事実です。したがって、学力調査の結果をすべて学校の責任というような誤解を招く今回の措置は、同じ校長職にある者として見逃すことができません。

貴教育委員会におかれましては、是非、全国学力・学習状況調査の結果の取り扱いについては、その実施目的にそった形で慎重かつ良識的なご判断をされますことを切にお願いいたします。